

GHQの神道観に関する一考察

——『日本の宗教』を介して——

佐藤 一伯

はじめに

本稿では、岩倉使節団一四〇年、安政条約改正一〇〇年を記念する近代日本の国際交流特集にちなみ、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の神道観について考察したい。

GHQの神道観については、W・P・ウッダード（阿部美哉訳）『天皇と神道——GHQの宗教政策』（昭和六十三年）、大原康男『神道指令の研究』（平成五年）、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（平成六年）、新田均『近代政教関係の基礎的研究』（平成九年）などの重要な先行研究がある。⁽¹⁾ またこうした研究と近代日本の学術交流を視野に入れた整理として、春山明哲「靖国神社とはなにか——資料研究の視座からの序論」（平成十八年）、磯前順一「法外なるものの影で——近代日本の「宗教／世俗」」（平成十八年）などが参考になる。⁽²⁾

春山明哲氏は「神道指令」（GHQが日本政府に対して発した覚書「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」の通称）の成立に関する主要資料について通史（政治史）的に考察し、起草者であったCIE宗教課長のW・K・バンスがD・C・ホルトムらの著作を尊重したことに触れて、「神道についての「西欧世界の観察者」のうち、いわばチェンバレンの「系譜」を主な情報源としたことの意味は決して小さくない。それは「外部」からの知的な「日本理解」を決して軽視してはならないことを示している⁽³⁾」と重要な指摘をしている。ただし「神道指令」はGHQの神道観を示す重要な文書であるが、占領政策に及んだ神道観の全容を理解するには、「神道指令」への系譜のみでは不十分ではないかと思われる。他方、磯前順一氏は「日本における宗教の定義には二系統」があり、ひとつは姉崎正治や井上哲治郎、加藤玄智の

「個人に意識化されたビリーフ的なものを宗教概念の本質をなすと見さだめる」もの、いまひとつは「ビリーフよりも共同体的なプラクティスを重んじる」柳田国男の民俗学的神道理解や宇野円空・古野清人らの宗教人類学があり、後者が一九三〇年代以降に「非西洋社会の宗教に対する一般的理解として浸透していく」と述べている。⁴⁾傾聴すべき指摘だが、近代の日本国内の学説が中心となっており、本稿が目指す国際交流という視点は少ないように思われる。藤原暹氏（一九三三―二〇〇九）は晩年、『日本学』へのアプローチ（平成十六年）において次のように問題提起している。

明治四年に国家事業として大規模な海外視察・岩倉米欧使節団が発せし、明治六年に帰国した。これは近代国家を目指す日本政府派遣の公的な海外視察（観察）であった。彼らが帰国する明治六年には既にそれまで海外学術事業を学んだ人達によって新しい学術を紹介・啓蒙する「明六社」が結成された。その学術発表機関誌として『明六雑誌』が発刊された。（改行）ところが、その前年に来日欧米人の日本学術研究の「日本重細重協会」が結成されていた。学術をめぐる歴史的事象として、この内外のほぼ同時的な現象はその後の新たな日本の学問の形を形成する上で重要な意味を

もつ事になったのではなからうか。⁵⁾

藤原氏はまた、明六社に先駆けた欧米人による日本アジア協会の活動に、近代の「日本学」の形成を求める立場を示した日本思想史学者の村岡典嗣の論文「日本学者としての故チャンブレン教授」⁶⁾（昭和十年）に、「日本学へのアプローチ」の原点を置く事は妥当な事であるう。」とも述べている。筆者はこのような洞察に導かれて、新渡戸稲造や加藤玄智の日本論・神道論について拙稿を発表してきたが、本稿は藤原日本学の視点を再確認し推し進める側面を持っているように思われる。

以上を踏まえ、本稿では未熟ながらGHQの神道理解についての基礎的な作業の一つとして、総司令部民間情報教育部宗教文化課編（文部省宗教研究会訳）『日本の宗教』（国民教育普及会、昭和二十三年）を紹介していきたい。

一、『日本の宗教』における神道理解

本書は四六判・三〇四頁の上製本であり、次のような構成となっている。

巻頭写真「廢墟に建った長崎浦上天主堂」「熊野那智神社の御神体」「奈良法隆寺全景」

序（文部大臣 森戸辰男）
はしがき

第一部 日本宗教史概論

第一章 日本の宗教の発達

第二章 宗教生活における政治の役割

第二部 日本における現在の宗教組織

第三章 仏教——起源と本質

第四章 仏教——制度の展望

第五章 仏教——宗派の種類

第六章 神道——本質と型

第七章 神道——神社

第八章 神道——教派神道

第九章 神道——民間信仰

第十章 基督教

第十一章 新興宗教

第三部 占領は日本の宗教界にどんな影響を与えたか

第十二章 序論

第十三章 信教自由の確立

第十四章 宗教と国家との分離

第十五章 軍国主義および極端な国家主義の排除

第十六章 基督教伝道団体の問題

第四部 日本における宗教事情の評価

第十七章 日本における諸宗教の最近の傾向

第十八章 宗教団体の今後の問題

附録

あとがき（翻訳責任者 廣安孝夫）

このうち神道に関する主要な記述をやや詳しく見ていこう。まず第二部「日本における現在の宗教組織」の第六章「神道——本質と型」、第七章「神道——神社」、第八章「神道——教派神道」、第九章「神道——民間信仰」において次のように記されている。

「神道」は「国家神道」より広い意味を持っており、「一個の宗教としては、その信仰や宗教行事を維持し布教する自由」を有している。

神道は、自然的環境と人間的環境に対する、人間の多様な反応の綜合物であり、日本人の思想と習慣の組織の中に織り込まれた切り離すことのできない「生活の道」なのである。そのイデオロギーの或るものは、世界の脅威になった。しかし、その中には単純な、ナイーブな、そして政治的に無害なイデオロギーも沢山ある。そして、その教義には、本来ならば国民が、より高い教養を得て、国民生活を絶えず豊かにするに価値あるように思われるもの⁽⁸⁾がかなりある。

神道は日本固有の宗教であり、昔から日本人の生活の一部であったが、多くの外国の影響を受けたため定義が容易でない。一個の宗教としては各種の神々と関わりがあり、

それは木や狐や山の精をはじめ、神格化された祖先や英雄や皇帝や、天照大神を主神とする八百万の神々まで多様にあり、これらの崇拜の中心は、地域的国家的な伝統と密接な関係をもつ儀式や祭りを遵守することに置かれている。

神道は多少の例外を除いて古代日本の固有信仰に根ざしているため、その性格を理解するには「原始神道」の検討から始めなければならない。古代日本の宗教は、アニミズムと自然崇拜の結合であり、神々は「カミ」と呼ばれ、天地の神々や神社、獣や鳥や木や海や山などに対しても、さらに嵐や山彦のような自然現象に対しても「カミ」の語が用いられた。神への接近は友人のような親しさをもつものであり、魂の観念や生死（肉体と精神）の区別が漠然とし、理論的哲学的な要素を欠いた原始宗教であった。古代日本では大陸文化が導入されるまで祖先崇拜が極めて漠然としており、農耕社会に住んでいたので豊饒と食料の生産とが最大の関心事であって、最も重要な祭りは収穫に関係したものであった。神々に近づくための絶対要件は各種の魔術的儀礼による浄化であり今日もなお神道の浄めの儀式の基礎になっている。単純な自然崇拜や精霊崇拜と並行して一方には氏族神の崇拜があった。

「初期の神話」を見ると、地方色をもった自然神を崇拜する宗教体系が発達したと同時に、農耕の保護神や支配族

の先祖である天照大神を中心とする国民的崇拜が生まれ、神道の一神教的傾向を促進した。

「外国の影響」の最大のもものは、仏教によるものであった。仏教との融合による神道の変化の多くは十九世紀に復古神道が覇を制するに至って一掃されたが、仏教の齎した最も重要な貢献は依然として保存されている。それは原始的宗教の倫理的内容をより深く広くし、哲学的視野を拡大したことである。また儒教は日本人の社会生活の軌範となり封建社会の基礎となった倫理体系であり、第十八・九世紀における儒教の研究は、時の歴史学者たちをして、日本の実情を反省せしめ、尊皇攘夷を高揚し、ついには王政復古に至らしめた。

「神道の諸様式」を見ると、明治維新後に政府が人為的便宜的に行った「国家神道」と「教派神道」という区分のほかに、一つの教派にはならなかったが、神道の分野の周辺にある、いわば「庶民神道」ともいべきものがあった。また国家神道の中には「天皇崇拜」「皇室神道」「家庭神道」「神社神道」があった。

「天皇崇拜」ないし「国体神道」とは、天皇を天照大神の生ける化身、絶対者の表現とする信仰で、教育勅語は天皇崇拜の道徳原理を説いた神聖な教典と考えられた。

「皇室神道」は天皇の祭儀で国民全体にとつては間接に

関係があるに過ぎない。

「家庭神道」の行事は、家族とくに親族や祖先の死に関係しており、神棚が通常は居間の戸棚の上の一寸引き込んだところに置かれ、その中に伊勢大神宮の札と産土の神社の札が入っている。

「神社神道」はすべての神道と同様に自然崇拜と精霊崇拜とに源を発し、現今の神社の多くは、自然崇拜の形態の遺物だが、両部神道により仏教思想が千年にわたり神社を支配した。王政復古後の神社神道保護に対する政府の第一の目的は、天照大神と天皇の崇拜を神道の諸儀式の中の第一位に据えることだった。神社神道の組織は近代の産物で一八六八年以前は存せず、非宗教なりと宣言されたが事實は超宗教として取り扱われた。現在の神社神道はかつて内務省の支配下にあった十一万の神社から成っている。一八六八年から一九四五年に至る間、神職は政府の役人であり、奉仕神社により級別され、勲等を与えられた。神社は少なくとも本殿と拝殿の二つの主な建物より成っており、現今の諸社が原始的神社の建築様式を墨守しているのは驚くほどである。神社は有史以前から一般庶民の事柄であったが、民族や政府が関心を持つに及んで政治的動機のために特定の神社を助成することとなった。概して、すべての神社は極めてよく似通っているということが出来る。神社の中に

は、明治天皇、乃木大将、豊臣秀吉、菅原道真など、歴史上の人物を祀ったものや、戦歿者を祀る靖國神社や護國神社のように、一団の人々を祀るものもある。また、天照大神を祀る伊勢大神宮の如く、単に神話的な神を祀る神社もあるが、こうしたものは極く稀である。大部分の神社はしばしば性格を異にする神々、甚だしきは反対の性格をもつ神々をその祭神としてもっている。

明治神宮、近江神宮、橿原神宮の如く、天皇のみを祀る神社も少数あるが、最近数十年以前は、それらは別に重要なものではなかった。なぜなら天皇崇拜の勃興は近代の現象だからであり、そのため明治神宮は特別な天皇崇拜の中心となった。軍国主義的指導者の眼に明治神宮と同等の重要性をもつて見え、民心に益々重大性を持つと思われた神社は、東京九段坂上にある靖國神社、および全国各地にある護國神社であり、いずれも戦歿者を祀っている。当初は明治維新に殉じた忠臣の霊を慰めるために建てられた招魂社であったが、国家主義の勃興と共に戦意昂揚のため軍部から利用された。一九三七年以降は一流の将軍が靖國神社宮司となり、しばしば軍人が護國神社の要職にあった。

神社神道は特に選ばれて国民的崇拜の発達のための中心となった神社の寄せ集めであり、公けの保護のもとに徐々に宗教的要素を除去し、国家の祭儀を至上とする一つの組

織に統合せられ、独自の性格は徐々に消滅していった。それら相互の間には何らの関係もなかったため、政府の保護が廃止されると古い神社組織の支柱は折れてしまった。

「教派神道」に属している団体は、純粹な神道であるものの、儒教の教義の滲透したものの、山岳崇拜に起源を有するもの、古代の禊ぎを基礎とするもの、および信仰による治療を主眼とするもの（これは農民に起源をおく）の五つに分類できる。各教派は独自の宗教組織をもち、自分の財産を所有し、倫理や宗教に関する多数の書籍や定期刊行物を発行して教義の普及に積極的に従事し、社会事業や学校経営を行うものもある。神社神道とはちがい説教や念入りの儀式などの宗教行事を定期的に行い、沢山の会衆が参列する。しかし教派神道と神社神道との間には、幾らかの共通点がある。崇敬される神々は多くの神道教派が古代の神道の八百万神の中から有名な神々を選んでいるが、これらは、神社神道の信仰と偶然一致している。しかし彼ら自身の新しい神を作っているものもあり、例えば天理教の天理王命は古い神道には見られないし、金光教は全然神道の神をもっていない。

「民間信仰」は田舎の通俗的な神々や迷信、卜占、狐つき、病気に対する呪術のようなものに関する神秘的な慣習などを含んでいる。これらの要素の幾つかは、正式な教派、

神社、寺院の中に見られることもあるが、漠然とした無組織の民間信仰や民間習俗の分野に見られるのが普通である。

二、『日本の宗教』における占領後の神道

以上のような神道に関する記述に次いで、第三部「占領は日本の宗教界にどんな影響を与えたか」では、第十二章「序論」、第十三章「信教自由の確立」、第十四章「宗教と国家との分離」、第十五章「軍国主義及び極端な国家主義の排除」において次のように述べている。

宗教に関する占領政策の根本は「ポツダム宣言」と「対日初期占領政策」とに基礎がおかれている。「ポツダム宣言」は「宗教……の自由は確立せられねばならない」と宣言し、「対日初期占領政策」は、「日本国民は宗教の自由……を希望し……尊重するよう助長されねばならない」、「信教の自由は占領と同時に速やかに声明されねばならない」、「極端な軍国主義的且つ軍国主義的組織と運動は、宗教の美名のもとに隠れることを許されないと……」ことを、日本国民に明らかにしなければならない」と規定した。

日本降伏前、デモクラシーの基本的原理を除けば、恒久平和の世界を確立するために必要不可欠のものとして信教自由の原理ほどしばしば口にされたものはなかった。政府の親心干渉主義と警察の取締、宗教活動の制限とに慣れてきた

日本国民にとって、信教の自由の真の意味を理解することは、一朝一夕にはゆかない。

明治維新後、日本固有の原始宗教である神社神道は、国民の間に軍国主義を鼓吹し、且つ侵略戦争を理由づけるために軍国主義者や極端な国家主義者たちによって悪用され、「国家神道」と称する民衆の儀礼機関にでっちあげられ、学校で教えられ、かつ国家によって一般に保証され、支援され、監督された。あらゆる近代的宣伝方法を用いて、社会や政治道徳や社会倫理の本質についての政府の見解を無批判に受け容れさせるように国民を訓練した。その意図は、国家主義や独裁主義の教えに、宗教的信仰という最終的承認の衣を着せようとするもので、日本国民は各人が他のいかなる宗教を信じていようとも、日本の国土が神聖な起源を有し、皇室が天照大神以来連綿と続き、国民も皇室の祖先の傍系の神々の後裔だという、官制の国家神道物語を信じないならば、「危険思想」の持ち主として起訴は免れなかった。

一九四五年十二月十五日に発せられた神道指令は、国家神道を禁止することによって、宗教と国家とを分離しようとした。また公立学校からの神道の除外を徹底させるため、教師用参考書および教科書の検閲と、あらゆる神道教義の削除を要求し、将来、神道教義を含んだ教師用参考書

および教科書の発行、神道教義を教えること、学校の支援による神道神社への参拝を禁じ、すべての神棚および神道の物的象徴を直ちに取り去ることを要求し、かつ神社神道や他の如何なる宗教においても、それらを信じ或いは信仰告白しないが故に、或いはその行事、儀式、祭礼、慣行に参加しないという理由で、如何なる教師も生徒をも差別待遇することを禁じた。

神道のすべての歴史は、実在の、或いは神話の皇室と密接な関係があり、「天照神道」は他民族と勢力争いをしてきた大和民族が、その支配的地位を確立するために創り出されたものであろう。戦前戦時中を通じて、日本の政治哲学は神道と非常に密接な関係を持つようになり、天皇が天照大神の子孫であるという神話の信仰を、善良な国民のしるしにすべく、慎重に絶えざる努力がなされた。学校その他あらゆる宣伝機関は、天皇崇拜を日本人に鼓吹するために利用され、天皇は天照大神直系の子孫として、多くの日本人にとっては実際の生き神様であって、あらゆる国土と人民とを支配すべき神聖な権利が与えられている者と思われていた。神道指令は「日本の天皇がその家系、血統或は特殊の起源の故に他国の元首に優るとする説」を極端な国家主義として禁じ、また一九四六年一月一日、天皇は勅語を発して、「天皇が神聖であるという概念や、日本国民が

他民族に優り、且つ世界を支配すべき運命を負っているという概念」を「虚偽」のものとして否定した。宮内省は天皇の御真影を学校の奉安殿に祭らなくとも、国家の元首の写真としての普通の敬意をもって取り扱えばよいと発表し、文部省は御真影奉安殿を学校の校地から撤去するよう通牒した。さらに文部省は公立学校で式の時に教育勅語を朗読することを禁じ、また学校が儀式として行う宮城遥拝や「天皇陛下万歳」と叫ぶこと、その他天皇を尊敬する表現を禁止した。通信省および大蔵省は菊花御紋章のついた郵便切手および貨幣を今後発行しないことに決定し、また大審院は裁判所の建物から御紋章を取り去ることを命じた。

天皇や皇族の個人的宗教生活には、何らの制限も設けられなかった。天皇は宮城に設けられた神社で儀式を行うことは支障ないし、また個人の資格としてならば、神道神社に参詣したり、神社その他の宗教団体に金品を寄贈することも出来るが、国家の表象としての公けの資格で神道の儀式、祭礼、慣行などに参列することは禁ぜられている。

このように新日本における天皇の立場は、それを適用する上において、常に割り切れない妥協を含んでいる。個人の宗教としてならば、天皇の神道信仰は差し支えないが、国家の表象としてならば、天皇が宗教活動に参加することは注意深く避けねばならない。勿論、個々の場合に、天皇

の公私の資格をはっきりと区別できないことが多いことはいうまでもない。

今日、日本における政教分離は、世界のどの国よりも完全である。国家神道は国民信仰として廃止され、強制的な経済的支援の負担は取りのけられ、神道の教義や儀式は公の教育機関から除外された。神社神道は宗教として認められ且つ日本における他の宗教と同等の地位を得た。天皇は、官公吏、属官、雇員などと同様に個人の資格においてのみ神道の儀式に参列することができる。社寺が現在無用で借りている国有地に対する完全な所有権を、社寺に譲与する計画が進められている。新憲法の第二十条及び第八十九条は、世界の如何なる成文憲法に記されているよりも明瞭に、政教分離の保証を規定している。

神道指令は、「神道の教義、慣例、祭式、儀礼或は哲学における軍国主義および極端な国家主義的イデオロギーの宣伝、弘布もすべて」禁止した。この指令は「軍国主義的且つ極端な国家主義的イデオロギー」を「次の如き理由のもとに日本の支配を他国民および他民族に及ぼさんとする日本の使命を擁護し、或は正当化する教え、信仰、理論」を含むものとして規定した。

1、日本の天皇がその家系、血統或は特殊な起源の故に他国の元首に優るとする主義。

2、日本の国民がその家系、血統或は特殊な起源の故に他国民に優るとする主義。

3、日本の諸島が特殊な起源を有するが故に他国に優るとする主義。

4、その他日本国民を欺いて侵略戦争へ乗り出さしめ、或は他国民の論争の解決の手段として武力の行使を謳歌せしめるに至らしめるが如き主義。

一九四六年十一月、内務文部両省は、戦死者、軍国主義者、および極端な国家主義者たちのための公葬、追悼会、および記念碑に関する共同通牒を発し、戦死者、軍国主義者、および極端な国家主義者たちのための葬式、追悼会、その他の儀式に関しては、次の行為が禁じられた。

1、戦死者、軍国主義者、および極端な軍国主義者たちのための葬式、追悼会、その他の儀式を地方官公署或は地方公共団体が保証、支援すること。

2、戦死者、軍国主義者および極端な国家主義者たちのための葬式、追悼会、その他の儀式に官公吏が公の資格で参列すること。

3、かかる儀式のために地方公共団体が、或は地方公共団体に代って、弔慰金或は花環を贈呈すること。

4、かかる儀式のために学校校舎、公会堂などの公共施設を利用すること。

5、地方官公署、地方公共団体、或は官公吏が、かかる儀式に出席するように、或は経済的支援を与えるように国民を強制すること。

6、遺骨が遺族に還つたときに公葬を行うこと。

7、戦死者、軍国主義者および極端な国家主義者のための葬式、追悼会その他の儀式に何らかの官庁的、公的關係をもつこと。

次の行為は許される。

1、公の保証、支援或いは関係がなければ、個人或いは団体は、政府と関係がない限り、かかる儀式の執行は差支ない。

2、かかる儀式が宗教的要素を含まなければ、地方官公署および公共団体は、戦死者、軍国主義者および極端な国家主義者以外の者のための追悼会その他の儀式を行うことは差し支えない。

戦死者、軍国主義者および極端な国家主義者のための忠霊塔、戦争記念館、その他の銅像などに関しては、次の如き方策が設けられた。

1、戦死者、軍国主義者および極端な国家主義者たちのために、忠霊塔、戦争記念館、その他の記念碑、銅像などを新たに建立することは禁ぜられた。

2、前記の如き建造物について、現在進行中の工事は

停止された。

3、戦死者、軍国主義者および極端な国家主義者たちのための、次の如き忠霊塔、戦争記念館およびその他の記念碑、銅像などは取り去るよう指令された。

一、学校および校庭に建立された前記の如きもの。
二、公共建造物、その構内および公共用地に建てられたもので、明らかに軍国主義的、極端な国家主義的イデオロギーを宣伝するためのもの。

次の行為は許された。

1、個人および民間団体は勿論のこと、地方官公署および公共団体といえども、軍務以外の殉職者或は功労者のための記念碑或は銅像を保持することは差し支えない。
2、遺族は、戦死者、軍国主義者および極端な国家主義者のための墓標或は記念碑を建立し又は保持しても差し支えない。

前記の政策を行うに当って、東京都当局は、約一二五の銅像、記念碑などを取り去るよう指定し、軍国主義や極端な国家主義を助長する記念碑および銅像は、日本各地で目下除去中である。一九四七年二月、内務省は「惟神連盟」

の解散を命じたが、この新宗教は軍国主義的かつ極端な国家主義的なものとして、神道指令によって定義された教義の上に築き上げられた信仰である。また一九四七年十二月、政府は神道と密接な関係のある現行の国祭日は廃止されるべきこと、および新日本の民主主義的目的に一層適った新しい国祭日の設定に関する議案が国会に提出されるべきことを発表した。

以上の記述の後、第四部「日本における宗教事情の評価」の第十六章「宗教団体の問題」では、「最後の問題は、誇張された国家主義によらないで日本国民に訴える能力が、宗教にあるかどうかの問題である」とした上で、次のように指摘している。

神道の顕著な特色は、それが日本人の連綿不断的の国民生活と同じものだという点にあるといわれてきた。神道の歴史は、神道の指導者たちが、今後相当期間、現在の国家の理想から甚だしく逸脱することはないだろうという説を裏書きする。過去においては、理想とか英雄とかは、愛国や国家的善の狭い観念から引き出された。もしも神道の指導者たちが、その過去の歴史の信用を傷つけたところの極端な国家主義的傾向をすてる準備を示し、且つ未来の名誉にかけて、普遍的に認められた倫理概念に一致する英雄と理想とを選ぶなら

ば、神道はなお未だ日本人の生活における重要にして
正当な要素であり得るだろう。

三、『日本の宗教』が参照した英文神道書

次に、『日本の宗教』の神道の記述の特色を理解する上で、同書が参照した英文神道書について見ていきたい。同書は「附録」として次のように神道関係の「英文参考書」を紹介している。

ダブリュー・ジー・アストン著 神道——神々の道
(一九〇五年、ロンドン、ロングマン発行)

主として古代の古神道を取り扱った書であって、神道の発展を学問的に述べたもの。

ロバート・オー・バル著 神道——征服されざる敵
(一九四五年、ニューヨーク、ヴァイキング・プレス発行)

国家神道の特徴づけた民族的優越と世界征服の教義の本質とその発展についての概観であって、特に日本語原本から引用してあるので価値がある。ホルトムに師事す。

デイ・シー・ホルトム著 現代日本と神道国家主義
(一九四三年、シカゴ、シカゴ大学新聞発行)

神道が日本の軍国主義者や極端な国家主義者達によって如何に利用されたか、またこの結果が仏教や

基督教に如何なる影響を与えたかを説明しようとしている。

デイ・シー・ホルトム著 日本の国民信仰(一九三七年、ロンドン、ケガン・パウロ発行)

国家神道及び教派神道を包括的に扱ったもので、英文で書かれた神道に関する模範的な権威書。

デイ・シー・ホルトム著 近代神道の政治哲学(一九二二年、日本アジア協会会報第四十九巻第二号)

日本の政治宗教的立場についての包括的な研究。
加藤元智著 神道研究——日本民族の宗教(一九二六年、東京、明治日本協会発行)。

最も有名な現代の日本神道学者によって書かれた神道に関する同情的な著述。

ゼー・ダブリュー・テイ・メーソン著 神道の意味
(一九三五年、ニューヨーク、ダットン発行)

神道に帰依した少数の西洋人のうちの一人によって書かれた批判抜きの神道概説。

これらの神道関係書の内容や『日本の宗教』との関係についての詳しい考察は他日の課題とし、本稿では神道の分類の比較に絞って検討してみたい(表参照)。このうちJ・W・T・メーソンの著作は神道の分類に関する記述があまり見られないため、本考察では割愛したい。

英書の神道分類

Aston, W. G., *Shinto, the Way of the Gods*, 1905.

State religion (国家的宗教)
Popular beliefs and practices (民間信仰と行事)

Holtom, D. C., *The Political Philosophy of Modern Shinto*, 1922.

official Shinto
Shuha (Sect) Shinto
Shrine Shinto (Jinja Shinto) and Religious Shinto (Shukyo Shinto)
(popular Shinto)

Kato, Genchi, *A Study of Shinto*, 1926.

Sectarian Shinto (宗派的神道)
State Shinto (国家的神道)
Jinsha (Jinja) Shinto (神社神道)
Kokutai Shinto (国体神道)

Holtom, D. C., *The National Faith of Japan*, 1937.

the ceremonies of Imperial Household
Domestic Shinto
Shrine Shinto (*Jinja Shinto*) or State Shinto
Sect Shinto (*Shuha Shinto*)
Pure Shinto Sects
Confucian Sects
Mountain Sects
Pueification Sects
Faith-healing Sects

Holtom, D. C., *Modern Japan and Shinto Nationalism*, 1943.

State (Kokka) Shinto, sometimes Shrine (Jinja) Shinto (国家神道、時に神社神道)
Sectarian (Shuha) Shinto (宗派神道)

Ballou, Robert O., *Shinto, the Unconquered Enemy*, 1945.

Popular Shinto (民間神道)
Sectarian Shinto (教派神道)
State Shinto (国家神道)

GHQ/SCAP · CIE, *Religions In Japan*, 1948.

State Shinto (国家神道)
Tennoism (天皇崇拜)
Imperial Family Shinto (皇室神道)
Household Shinto (家庭神道)
Shrine Shinto (神社神道)
Sectarian Shinto (教派神道)
Pure Shinto Sects (純神道系教派)
Confucian Sects (儒教系教派)
Mountain Sects (山岳系教派)
Pueification Sects (禊系教派)
Sects of Peasant Origin (農民系教派)
Popular Shinto, Popular Beliefs (庶民神道、民間信仰)

『日本の宗教』では、神道を「国家神道」「教派神道」「民間信仰」と三つに分類している。この分類はアメリカの文化史家ロバート・O・バローウが一九四五年十月に自国の一般読者を対象に著した神道書⁽¹²⁾と同じであり、同書が『日本の宗教』の記述、つまりGHQの神道観形成に果たした役割も少なくないと思われる。このうち「国家神道」

殆ど見られず、W・G・アストンの『神道』(一九〇五年)から示唆があったと思われる。「国家神道」「教派神道」という分類について、ホルトムが加藤玄智より学んだことを多くの先学が指摘している。ただし、ホルトムはすでに『近代神道の政治哲学』(一九二二年)において、「official Shinto」「Shuha (Sect) Shinto」という区別をしており、そ

「教派神道」の分類、さらに「教派神道」の「純神道系」「儒教系」「山岳系」「禊系」「農民系」という分類は、D・C・ホルトムの『日本の国民信仰』(一九三七年)に依拠しているといえよう。そして「民間信仰」への関心はホルトムの著作には

のうちの「Official Shinto」を、一九三七年発行の『日本の国民信仰』では加藤玄智が明治聖徳記念学会より出版した『神道研究』（一九二六年）の用語に倣い、「State Shinto」に改めたといえる。しかし、加藤が「State Shinto（国家的神道）」を「Jinsha (Jinja) Shinto（神社神道）」「Kokutai Shinto（国体神道）」とさらに分類するのに対し、ホルトムは「Shrine Shinto (Jinja Shinto) or State Shinto」というように「神社神道」と「国家的神道（国家神道）」を同義に捉えていたと見られる⁽¹³⁾。

むすび

本稿では『日本の宗教』の紹介を通して、GHQの神道観の一端を考察してきた。

同書の出版当時、神社同致会（鎌倉市）発行の神道界の言論誌『悠久』が次のような「新刊紹介」を掲載した。

神、仏、基の日本に於ける三つの宗教を概観するに第一部日本宗教史概論、第二部日本に於ける現在の宗教組織、第三部占領は日本の宗教にどんな影響を与へたかの三部に分けてゐる。戦後最初の外国人より概観された日本の宗教事情であると共に宗教がその本質を離れて権力と集合することに依つて国民生活の上にならぬに悪い影響を及ぼしたかを、政教分離の立場より随所

に批判してゐるのは興味深い書物と云へよう。神道に關しては、殊に国家神道、官僚神道の在り方を摘出して反省を要求しつつ、低俗な民族宗教の域を脱し切れないのも其処に理由を置いてゐるかに見える。神道には、公けの聖典、教祖また組織された教義と云ふものを持たないけれども、強力な宗教的勢力をもつてゐる。

「自然的環境と人間的環境に対する、人間の多様な反應の綜合物であり、日本人の思想と習慣の組織の中に織り込まれた切り離すことの出来ない「生活の道」なのである」と、複雑多岐に亘る素材のままの神道について、よく観察してまとめられてゐる。猶、その教義には「本来ならば国民が、より高い教養を得て、国民生活を絶えず豊かにするに価値あるように思われるものもかなりある」と示唆してゐる。日本人の宗教感情を占領下の短時日の間に是れ丈に客観化した努力に敬服するが、同時に神道指令に依る国民の徒らな指向をも反省せしむるに足る読ものと云へよう。寧ろ氏子一般に注意深く読んで戴きたい書物である⁽¹⁴⁾。

この要を得た紹介文では、「日本人の宗教感情を占領下の短時日の間に是れ丈に客観化した努力に敬服」とともに、「神道指令に依る国民の徒らな指向をも反省せしむるに足る読もの」と、冷静で客観的な記述を高く評価して

いる。そして、本稿で確認してきたように、『日本の宗教』の背景には、アストンやホルトム、加藤玄智ら欧米と日本の研究者の長期に及ぶ学術交流があったことも忘れてはならないであろう。

さらに、阪本丸氏が「『国家神道』研究の四〇年」(平成二十二年)で指摘したように、「国家神道」の研究は「戦後の政治的宗教的イデオロギーの対立をめぐる『政治史』の過程から生まれたものであり、当初から政治史的イデオロギー性を濃厚に有した日本近代史の一分野として出発し⁽¹⁵⁾」、今なおその影響を受け続けている。これからは「国家神道」の制度や思想の政治的側面だけでなく、文化的側面の考察をも視野に入れるべきであろう。その際には、近代日本の国際交流という本特集の視点を念頭に置き、この拙稿が取り上げた国際神道文化の問題をさらに掘り下げることによって、研究開発推進に努めていきたい。

注

- (1) W・P・ウッガード(阿部美哉訳)『天皇と神道——GHQの宗教政策』(サイマル出版会、昭和六十三年)。大原康男『神道指令の研究』(原書房、平成五年)。阪本丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年)。新田均『近代政教関係の基礎的研究』(大明堂、平成九年)。

(2) 春山明哲「靖国神社とはなにか——資料研究の視座からの序論」(『レファレンス』五六一七、平成十八年)、四九〜七五頁。磯前順一『喪失とノスタルジア——近代日本の余白へ』(みすず書房、平成十九年)、二二八〜二七四頁。

(3) 春山明哲「靖国神社とはなにか——資料研究の視座からの序論」、五九頁。

(4) 磯前順一『喪失とノスタルジア——近代日本の余白へ』、二四六〜二四八頁。

(5) 藤原暹『日本学』へのアプローチ(『日本学研究』二、平成十六年)、三頁。

(6) 村岡典嗣『日本思想史研究 続』(岩波書店、昭和十四年)、および前田勉編『新編日本思想史研究——村岡典嗣論文選』(平凡社「東洋文庫」、平成十六年)所収。

(7) 拙著『明治聖徳論の研究——明治神宮の神学』(国書刊行会、平成二十二年)、拙稿「新渡戸稲造における維新と伝統——日本論・神道論を手がかりに」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊四五、平成二十年)など。

(8) 総司令部民間情報教育部宗教文化課編(文部省宗教研究会)『日本の宗教』(国民教育普及会、昭和二十三年)、一一五頁。

(9) 総司令部民間情報教育部宗教文化課編(文部省宗教研究会)『日本の宗教』、二六三頁。

(10) 総司令部民間情報教育部宗教文化課編(文部省宗教研究会)『日本の宗教』、三〇〇〜三〇一頁。原題や訳書は次の通りである。

Aston, W. G., *Shinto, the Way of the Gods*, London,

Longman, 1905. (ダブリュー・ジー・アストン著、補永茂助・芝野六助訳『日本神道論』、明治書院、大正十一年。ウィリアム・ジョージ・アストン著、安田一郎訳『神道』、青土社、昭和六十三年)

Ballou, Robert O., *Shinto, the Unconquered Enemy*, New York, Viking Press, 1945. (ロバート・O・バロウ著、生江久訳『神国日本への挑戦——アメリカ占領下の日本再生教育と天皇制』、三交社、一九九〇年)

Holtom, D. C., *Modern Japan and Shinto Nationalism*, Chicago, University of Chicago Press, 1943. (ダニエル・クラレンス・ホルトム著、深澤長太郎訳『日本と天皇と神道』、造遙書院、昭和二十五年)

Holtom, D. C., *The National Faith of Japan*, London, Kegan Paul, 1937.

Holtom, D. C., *The Political Philosophy of Modern Shinto*, in: *Transaction of the Asiatic Society of Japan*, Vol. 49, No.2, 1922.

Kato, Genchi, *A Study of Shinto, the Religion of the Japanese Nation*, Tokyo, Meiji Japan Society, 1926.

Mason, J. W. T., *The Meaning of Shinto*, New York, Dutton, 1935. (ジョセフ・ウォーレン・ティーツ・メーソン著、今岡信一良訳『神ながらの道』、富山房、昭和八年)

J・W・T・メーソン(今岡信一良訳)『神ながらの道』は、「神道は、分析によりてではなく、生命に対する直接反応や暗示等を以て、神靈的に自己を解釈する所の創造的原動力其ものを謂ふ」(二頁)という視点に立って

(11)

いる。強いてあげれば、「神道はその根本精神に於て世界的なるが故に、「狭い国家主義」は神道の本質ではない」(三四九頁)といった分類的な記述が見える。

(12)

Ballou, Robert O., *Shinto, the Unconquered Enemy*, (ロバート・O・バロウ著、生江久訳『神国日本への挑戦——アメリカ占領下の日本再生教育と天皇制』)

(13)

D・C・ホルトムについての近年の研究に、菅浩二「D・C・ホルトムの日本宗教研究の性格について——その経歴の検討を通じて」(國學院大學研究開発推進センター研究紀要)第三号、平成二十一年)がある。

(14)

「新刊紹介『日本の宗教』民間情報教育部宗教文化課編」(『悠久』二二一、昭和二十四年)、六四頁。同誌掲載の「悠久同人」(五十音順)は、安津素彦、岩本徳一、白田甚五郎、小野祖教、大坪重明、岡田米夫、岡田實、岸本芳雄、座田司氏、白井永二、高階成章、千葉榮、豊田武、西角井正慶、松本勝三、森田康之助、和歌森太郎の諸氏。阪本是九「『国家神道』研究の四〇年」(『日本思想史学』四二、平成二十二年)。

(15)

付記『日本の宗教』は東北大学附属図書館所蔵本を利用しました。平成二十三年三月一日借用、同月二十日返却締切でしたが、十一日に発生した東日本大震災のため返却を五月二日まで延ばして戴きました。記して感謝申し上げますと共に、犠牲者の追悼と日本の復興を祈念申し上げます。

(御嶽山御嶽神明社禰宜、國學院大學研究開発推進機構共同研究員)